

佐賀県告示第 207 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
肥前環境株式会社
福岡県福岡市早良区早良七丁目 1 番 6 号
代表取締役 西崎 晃
代表取締役 釘田 良三
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
伊万里市黒川町黒塩字飛石 2109 番 5 外 41 筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
焼却残渣（燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじんなどを含む。）、不燃物
- 5 申請年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 6 縦覧の場所並びに期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）及び

伊万里市市民交流部環境政策課（伊万里市立花町 1355 番地 1）

(2) 縦覧の期間及び時間

令和 6 年 10 月 7 日から令和 6 年 11 月 6 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日は除く。）
の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 11 月 20 日

(2) 提出方法

持参、郵送（提出期限日の消印有効）又は電子申請システム（LOGO フォーム）

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）又は伊万里市市民交流部環境政策課（郵便番号 848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1）

(4) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見